

令和2年度 第2回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和2年5月14日(木) 午前9時30分開会
開催場所	清須市役所南館3階第1会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 石 黒 直 人 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和2年度第1回定例会会議録の承認について 日程第3 専決第2号 専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認について 日程第4 専決第3号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について 日程第5 専決第4号 専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認について 日程第6 専決第5号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について 日程第7 同意第12号 清須市社会教育委員の委嘱について 日程第8 同意第13号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について 日程第9 同意第14号 清須市立小中学校学校評議員の委嘱について 日程第10 同意第15号 清須市立幼稚園評議員の委嘱について 日程第11 議案第4号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案について
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 堤 忠 正 委 員 高 山 智 司 委 員

## 議事の経過

### ○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。  
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和2年度 第2回清須市教育委員会定例会を開催いたします。  
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。  
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

### 日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、堤委員と高山委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

### 日程第2 第1回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第1回定例会会議録の承認についてを議題といたします。  
事務局より説明をお願いいたします。  
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。  
それでは、お手元の令和2年度第1回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。  
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和2年4月1日、水曜日、午前11時00分開会でございます。  
出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか7名の教育部職員でございます。  
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3の専決事項の承認をはじめ、日程第4から日程第15までのそれぞれ承認および同意、議決をいただき、会議録として、まとめさせていただきました。1ページから14ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(委員より、「なし。」の声あり)  
質疑なしと認めます。  
これより、採決を行います。第1回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
[全員挙手]  
挙手全員です。従って、第1回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。  
この定例会閉会后、福田委員と後藤委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 専決第2号 専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認について

齊藤教育長 日程第3、専決第2号、専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認についてを議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。  
(学校教育課長 挙手)  
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の石黒でございます。  
専決第2号、専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。  
2年専決第2号、専決処分書。清須市立学校の学校薬剤師の委嘱について、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。  
1ページおめくりください、春日中学校の学校薬剤師の大岡氏から、4月1日に、後任者へ引き継ぐ旨の連絡を受けたことから、令和2年4月1日付けにて、教育長が専決して行ったので、これを報告し、承認を求めるものです。  
新たな薬剤師は、同じ薬局に勤める岡村 隆氏で、委嘱日は4月1日付けであります。  
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。  
(委員より、「なし。」の声あり)  
これで質疑を終わります。  
これより、採決をいたします。専決第2号、専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。  
[全員挙手]  
挙手全員です。従って、専決第2号、専決処分した事件(清須市立学校薬剤師の委嘱)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第4 専決第3号 専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について

齊藤教育長 日程第4、専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員の令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認についてを議題といたします。  
事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)  
学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第3号、専決処分書。新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から4月13日から休園する幼稚園の4月分の給食費の取り扱いについて、緊急に処理する必要があると認められたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年4月13日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください、清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分給食費の取り扱い内容になっております。

清須市立幼稚園においては、新型コロナウイルス感染症予防のため、4月13日から臨時休園となっております。そのため、4月の給食は4月10日の1回のみ提供となりましたので、4月の給食費については清須市学校給食費事務取扱内規にて規定されている体験入学者等の給食費1食当たり235円の額を適用し、その額を徴収することとしたものです。

なお、小中学校におきましては4月の間、給食を提供していないことから、清須市学校給食センター管理運営規則第7条第1号の規定により4月分の給食費を徴収しないことといたします。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第3号、専決処分した事件(清須市立幼稚園の幼児及び職員に対する令和2年4月分の給食費の取り扱いを定める告示)の承認については、原案のとおり承認されました。

日程第5 専決第4号 専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認について

齊藤教育長

日程第5、専決第4号、専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

専決第4号、専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第4号、専決処分書。新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年4月末日までに就学援助に係る申請ができない保護者について、柔軟な対応により支援を行うため、緊急に処理する必要があると認めたので、清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年4月30日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページおめくりください、新型コロナウイルス感染症の影響等により、令和2年4月末日までに就学援助に係る申請を行うことができない保護者について、柔軟な対応により支援を行うため、令和2年度に限って、期限を6月30日まで延長を行い、ここまでに申請のあった場合には、4月に申請のあったものとして取り扱う特例を設けるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第4号、専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第4号、専決処分した事件(清須市立小中学校児童生徒就学援助要綱の特例)の承認については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第6 専決第5号 専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館)の承認について

齊藤教育長

日程第6、専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(スポーツ課長 挙手)

スポーツ課長。

スポーツ課長

はい。スポーツ課長の浅野でございます。

専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認について。清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告し、承認を求める。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

2年専決第5号、専決処分書。清須市新型コロナウイルス肺炎対策本部会議の決定を受け、清須市教育委員会所管の施設の休館等について、緊急に処理する必要があると認めたので清須市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。令和2年5月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

1ページめくっていただきまして、休館等を行った施設の一覧になります。今回休館等を行った清須市教育委員会所管の施設は、アルコ清洲、カルチバ新川、清須市はるひ美術館、清須市清洲市民センター及び清須市春日公民館、清須市立図書館、清須市屋外社会体育施設、にしびさわやかプラザ、西枇杷島会館、清須市問屋記念館、清須市春日 B&G 体育館、清須市立学校施設開放などです。

期間につきましては、令和2年5月1日から同月31日までとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館等)の承認については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、専決第5号、専決処分した事件(清須市教育委員会所管の施設の休館)の承認については、原案のとおり承認されました。

#### 日程第7 同意第12号 清須市社会教育委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第7、同意第12号、清須市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

同意第12号、清須市社会教育委員の委嘱について。清須市社会教育委員に別紙の者を委嘱する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育委員条例第3条第2項の規定により、清須市社会教育委員を委嘱するために必要があるからです。

1ページおめくりください、委嘱者の一覧になります。前任者の伊藤泉三氏が、令和2年3月末日を持ちまして定年退職されましたので、新たに新川小学校長の山川雅弘氏を委嘱するものであります。

任期といたしましては、令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第12号、清須市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第12号、清須市社会教育委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第8 同意第13号 清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について

齊藤教育長

日程第8、同意第13号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい。生涯学習課長の辻でございます。

同意第13号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱について。清須市社会教育施設運営委員会委員に別紙の者を委嘱する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市社会教育施設運営委員会条例第3条第2項の規定により、清須市社会教育施設運営委員会委員を委嘱するために必要があるからです。

1ページはねてください。委嘱者の一覧になります。前任者の山下泰司氏が令和2年3月末日の人事異動により退任となりましたので、新たに清洲中学校長の山中洋子氏を、子育てネットワークふわふわの会長が成瀬あい子氏から中田繁美氏に交代されたことにより新たに委嘱するものであります。

任期といたしましては、令和2年4月1日から令和3年5月31日までとなっております。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第13号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第13号、清須市社会教育施設運営委員会委員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第9 同意第14号 清須市立小中学校学校評議員の委嘱について

齊藤教育長

日程第9、同意第14号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱についてを

議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒でございます。

同意第14号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱について。清須市立小中学校学校評議員に別紙の者を委嘱する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校学校評議員要綱第2条第2項の規定により、清須市立小中学校学校評議員を委嘱するために必要があるからです。

1ページめくっていただきまして、委嘱者一覧表でございます。要綱上、開かれた学校づくりを推進していくために、学校が保護者及び地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるよう評議員を置くこととしております。評議員は各校4名以内とされており、校長から推薦を受けた方々、小学校につきましては30名、中学校につきましては、16名の合計46名を委嘱するものであります。

任期につきましては、令和2年5月14日から令和3年3月31日までであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第14号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第14号、清須市立小中学校学校評議員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第10 同意第15号 清須市立幼稚園評議員の委嘱について

齊藤教育長

日程第10、同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱について。清須市立幼稚園評議員に別紙の者を委嘱する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立幼稚園評議員設置要綱第2条第2項の規定により、清須市立幼稚園評議員を委嘱するために必要があ

るからです。

1 ページめくっていただきまして、委嘱者一覧表であります。要綱上、開かれた幼稚園づくりを推進していくために、評議員を置くこととしております。評議員は2名以内とされており、園長から推薦を受けた方々を委嘱するものであります。

任期につきましては、令和2年5月14日から令和3年3月31日までであります。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第15号、清須市立幼稚園評議員の委嘱については、原案のとおり同意されました。

#### 日程第11 議案第4号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案について

齊藤教育長

日程第11、議案第4号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の石黒です。

議案第4号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案を提出する。令和2年5月14日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤隆法。

提案理由です。この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症対策のために実施された学校休業後の学校再開に備え、令和2年度における学期に関する規定を定めるために必要があるからです。

一枚おめくりください。規則第42条(雑則)「この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。」という規定に基づき、令和2年度に限って、第1学期及び第2学期の規定を改める附則を追加するものであり、改正後の学校管理規則の規定は、令和2年4月1日から適応するものです。

もう一枚おめくりいただきまして、休業日を改正する告示文を参考資料として添付しております。休業日について改正しておく必要がありますが、管理規則第7条のただし書きの規定により、教育委員会が特に必要と認めるときは、これを変更できると規定されていることから、議案としての提出は行わず、教育委員会事務局にて、教育長の決裁を受け、5月14日付けで告示する取扱いといたしました。

以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。  
(高山委員 挙手)

高山委員

高山委員

学校の休業日等の変更について、1学期2学期の変更が記載されていますが、3学期についてはどのようになさる予定でしょうか。

齊藤教育長

3学期はどうかというご質問についてですが、1年間の学習時間の必要数について、夏休み及び冬休みの短縮による学習時間の確保によって、十分確保できる計算ですので、3学期については、通常通りに行う予定です。

他に質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第4号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第4号、清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和2年度 第2回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 午前10時05分

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 堤 忠正

署名委員 高山智司